

## 部会に属すべき臨時委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき臨時委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

### 記

○令和2年3月16日付

企画部会

（賃金関連統計の調査研究関係）

臨時委員 川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）